

日本郵政共済組合休業手当金の支給期間基準

2026 年 9 月 11 日

日本郵政共済組合

(目的)

第 1 条 この基準は、国家公務員共済組合法第 68 条第 5 号で定める事由及び期間を踏まえ、日本郵政共済組合（以下「組合」という。）における休業手当金の支給期間等を公平かつ適正に判断するために必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 二親等内の血族若しくは一親等の姻族で主として組合員の収入により生計を維持するものとは、組合員の被扶養者であるものをいう。

(婚姻又は葬祭による場合)

第 3 条 組合員の子又は父母であって被扶養者でないものの支給期間は、7 日とする。

(病気又は負傷による場合)

第 4 条 次の各号に掲げる支給期間とする。

(1) 組合員の配偶者又は子であって被扶養者でないもの 当該病気又は負傷に係る欠勤をした期間とし、その終期は、当該欠勤が終了した日若しくは当該欠勤事由が消滅した日又は組合員の資格を喪失した日の前日のいずれか早い日までとする。

(2) 組合員と同居する父母であって被扶養者でないもの 次に掲げる期間

ア 当該父母の配偶者が入院、要介護、離別、死別その他これらに類する事由により当該父母を扶養することができず、かつ、当該父母について同居する配偶者以外の扶養義務者がいない場合 当該病気又は負傷に係る欠勤をした期間とし、その終期は、当該欠勤が終了した日若しくは当該欠勤事由が消滅した日又は組合員の資格を喪失した日の前日のいずれか早い日までとする。

イ 当該父母の配偶者が入院、要介護、離別、死別その他これらに類する事由により当該父母を扶養することができず、かつ、当該父母について同居する配偶者以外の扶養義務者がいる場合 当該病気又は負傷に係る欠勤をした期間とし、その終期は、支給開始日から起算して 2 年（結核性の病気の場合は 3 年 6 か月）を経過した日若しくは当該欠勤事由が消滅した日又は組合員の資格を喪失した日の前日のいずれか早い日までとする。

ウ 当該父母の配偶者が当該父母を扶養することができる場合 当該病気又は負傷に係る欠勤をした期間とし、その終期は、支給開始日から起算して 2 年（結核性の病気の場合は 3 年 6 か月）を経過した日若しくは当該欠勤事由が消滅した日又は組合員の資格を喪失した日の前日のいずれか早い日までとする。

(3) 組合員と別居する父母であって被扶養者でないもの 次に掲げる期間

ア 当該父母の配偶者が入院、要介護、離別、死別その他これらに類する事由により当該父母を扶養することができず、かつ、当該父母について同居する配偶者以外の扶養義務者がいない場合 当該病気又は負傷に係る欠勤をした期間とし、その終期は、当該欠勤が終了した日若しくは当該欠勤事由が消滅した日又は組合員の資格を喪失した日の前日のいずれか早い日までとする。

イ 当該父母の配偶者が入院、要介護、離別、死別その他これらに類する事由により当該父母を扶養することができず、かつ、当該父母について同居する配偶者以外の扶養義務者がいる場合 当該病気又は負傷に係る欠勤をした期間とし、その終期は、支給開始日から起算して2年（結核性の病気の場合は3年6か月）を経過した日若しくは当該欠勤事由が消滅した日又は組合員の資格を喪失した日の前日のいずれか早い日までとする。

ウ 当該父母の配偶者が当該父母を扶養することができる場合 当該病気又は負傷に係る欠勤をした期間とし、その終期は、支給開始日から起算して2年（結核性の病気の場合は3年6か月）を経過した日若しくは当該欠勤事由が消滅した日又は組合員の資格を喪失した日の前日のいずれか早い日までとする。

（支給の終了）

第5条 共済センター長は、第3条及び第4条の規定にかかわらず、休業手当金の支給を継続することが適切でないと認めるときは、支給を終了することができる。

（他の給付との調整）

第6条 休業手当金は、同一の期間について傷病手当金又は出産手当金が支給される場合には、支給しない。

（基準の見直し）

第7条 本基準は、共済組合としての統一的な判断を確保するため、関係法令の改正、社会的情勢の変化、共済組合の財源又は給付実績その他の事情を考慮した見直しを行うことができる。

2 本基準の変更は、変更後の基準の施行日の1か月前までに公表するものとする。

（その他）

第8条 本基準により難い特別の事情がある場合は、組合が個別に定める。

附 則

（施行期日）

第1条 この基準は、2026年9月11日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

第2条 この基準は、施行日以後に支給が開始された休業手当金について適用し、施行日前に支給が開始された休業手当金については、なお従前の例による。